

三位一体改革の具体化に向けての提案

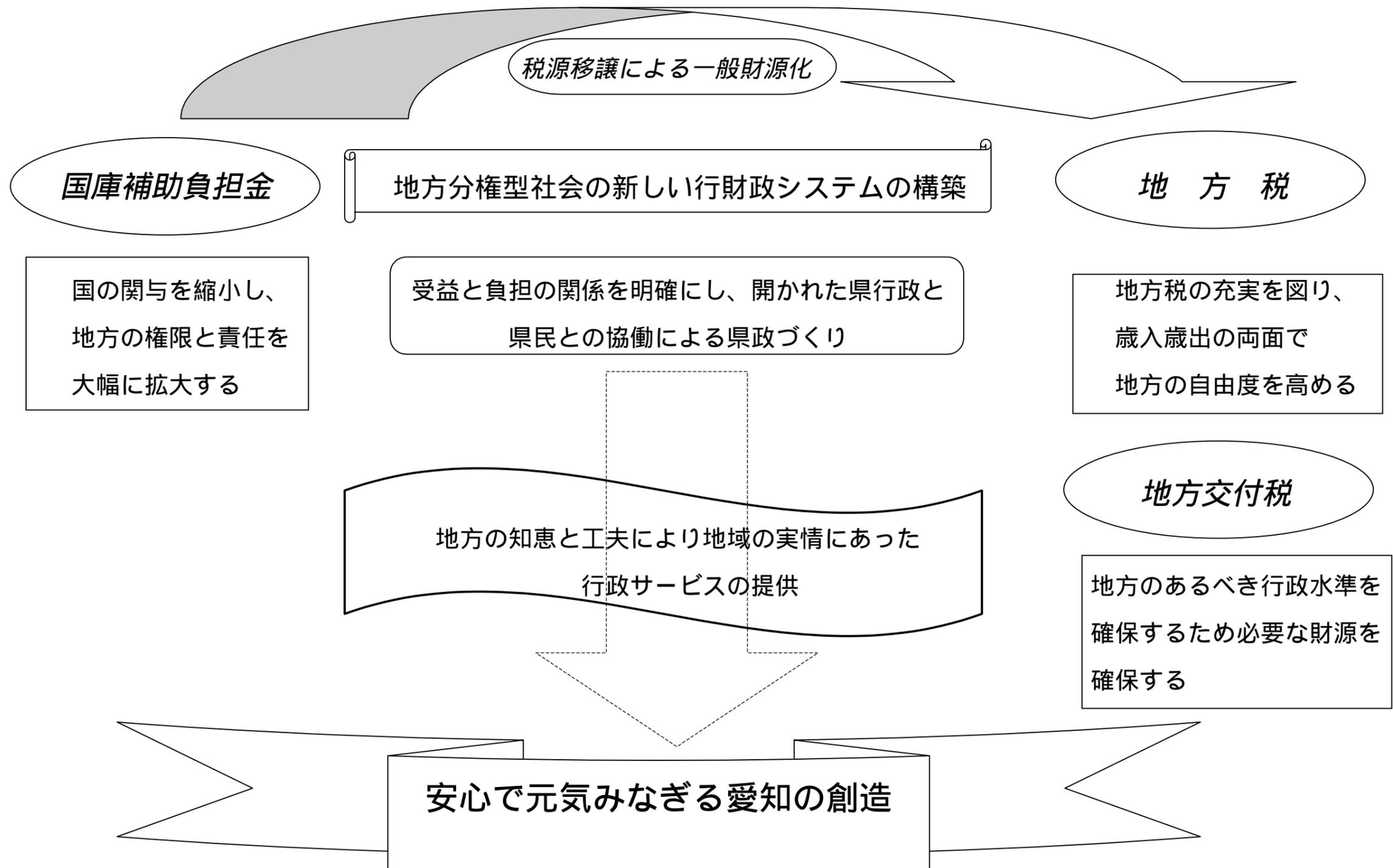
「税源移譲による一般財源化」すべき国庫補助負担金の優先度を検討

愛 知 県

三位一体改革の具体化に向けての提案

「税源移譲による一般財源化」すべき国庫補助負担金の優先度を検討

1 三位一体改革の基軸は税源移譲



2 税源移譲の入口は国庫補助負担金の改革から

基本的考え方

地方分権を推進するため「税源移譲すべき国庫補助負担金」を積極的に選定。

見直しの結果

(平成15年度当初予算ベース)

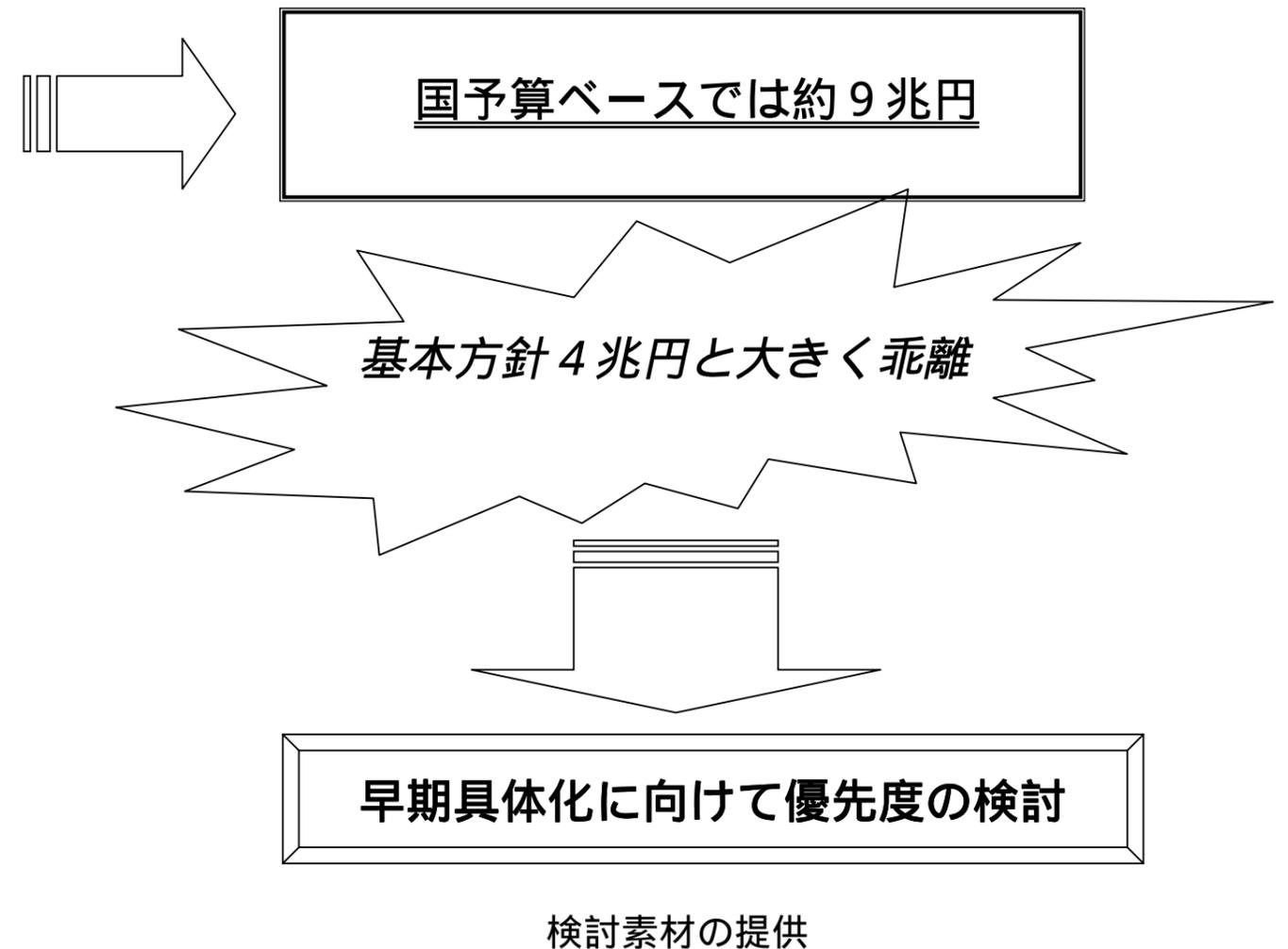
| 見直し対象範囲 | 普通会計 | 290件 | 2,690億円 |
|----------------|--|------|--------------------|
| 税源移譲による一般財源化 | 国の関与を廃止し、地方の知恵と工夫により地域の実情にあった施策展開が可能となるもの(義務教育費国庫負担金等) | 251件 | 2,507億円 (93.2%) |
| 国庫補助負担金として存続 | 災害による臨時巨額な財政負担に対するもの、国策に伴う国家補償的性格を有するもの(河川激甚災害特別緊急事業費補助金、電源立地特別交付金等) | 12件 | 87億円 (3.2%) |
| 廃止して国が実施 | 本来的な実施主体である国が責任を持って実施すべきもの(生活保護費負担金等) | 18件 | 70億円 (2.6%) |
| 制度見直しを含め引き続き検討 | (都道府県警察費補助金等) | 2件 | 23億円 (0.9%) |
| その他 | 時限が到来し廃止されるもの(国民健康保険広域化等支援事業費等補助金等) | 7件 | 3億円 (0.1%) |

税源移譲によって得られる効果

地方の知恵と工夫により、画一的な事業ではなく、地域の実情に合った事業が展開できる。

縦割り行政ではなく、スピーディーでムダのない、効率的な総合行政が展開できる。

手続きの簡素化・効率化により生み出された財源で、行政サービスの向上が図られる。



3 「税源移譲による一般財源化」すべき国庫補助負担金の優先度

地方の現場から具体化に向けての検討素材を提供

あくまでも税源移譲されることを前提に検討。

原則として国の支出科目における目単位の制度全体の廃止を前提。

メニューの一部等、部分的な廃止では、税源移譲に繋がりにくく、事務事業の効率化・合理化も図りにくい。

検討の視点と結果

「税源移譲による一般財源化」すべき国庫補助負担金 約9兆円（国予算ベース）

優先すべきもの 約4.3兆円

<視点>

県の関与

強い

財源区分

租税

地域間偏在

ほとんどなし

年度間偏在

(H15.6.27閣議決定)

国庫補助負担金等整理合理化方針において速やかに実現すべきとされたものは、ほとんど対象。

<税源移譲によって得られる効果>

・義務教育では（義務教育費国庫負担金）

学級編成や教職員定数等において地方の自主性を発揮することができ、少人数学級の実施など、地域の実情に応じた愛知らしい教育行政を展開しやすくなる。

・子育て支援では（児童保護費等補助金）

事業を委託する場合の委託先の制限がなくなり、子育て支援を行っているNPO法人等を含めることで、幅広い活動が期待できる（地域子育て支援センター）。

・青少年育成では（地方スポーツ振興費補助金）

青少年長期自然体験活動推進事業の補助要件は最低連続する2週間の参加となっており、学校や家庭の都合を考えれば困難。短期化により事業参加機会の拡大が可能。

・公営住宅では（公営住宅家賃対策等補助）

補助対象資料作成のため、毎年1戸1戸家賃に関する計算が必要で事務手続きが煩雑となっているが、税源移譲により過重な事務から解放される。

地域間偏在

年度間偏在

比較的大

(例)

土地利用転換計画策定等補助金

税源移譲に伴う団体間の公平性確保のため、比較的偏在の大きいものは優先度を下げる。

今後、税源移譲規模が拡大されれば偏在度合いは薄まるため、税源移譲の対象としていく。

県の関与

弱い

(例)

児童保護費等負担金

県の責任で判断するため、最終的な補助事業の実施主体が主として市町村であり、県の関与がほとんどないものは優先度を下げる。

今後、市町村意見を反映しながら、更に検討していく。

(注)

大半の国庫補助負担金は実施主体が混在しているため、主たる実施主体と県の関与を総合的に判断して区分した。

財源区分

国債等

(例) 社会福祉施設等施設整備費補助金
一般国道改修費補助

「税源移譲による一般財源化」すべき国庫補助負担金であることを明確にするため、国庫補助負担金の財源に着目し、国債が充当されている投資的経費に属するものは優先度を下げる。今後、国・地方を通じた財政健全化の進捗状況を勘案しながら更に検討していく。

なお、経常的経費であっても、保険料等租税以外の財源が充当されているものは優先度を下げる。

租税充当

国債等充当

県の関与が強い

県の関与が弱い

4 税源移譲等のシミュレーション

全体 9 兆円の場合（ケース 1）

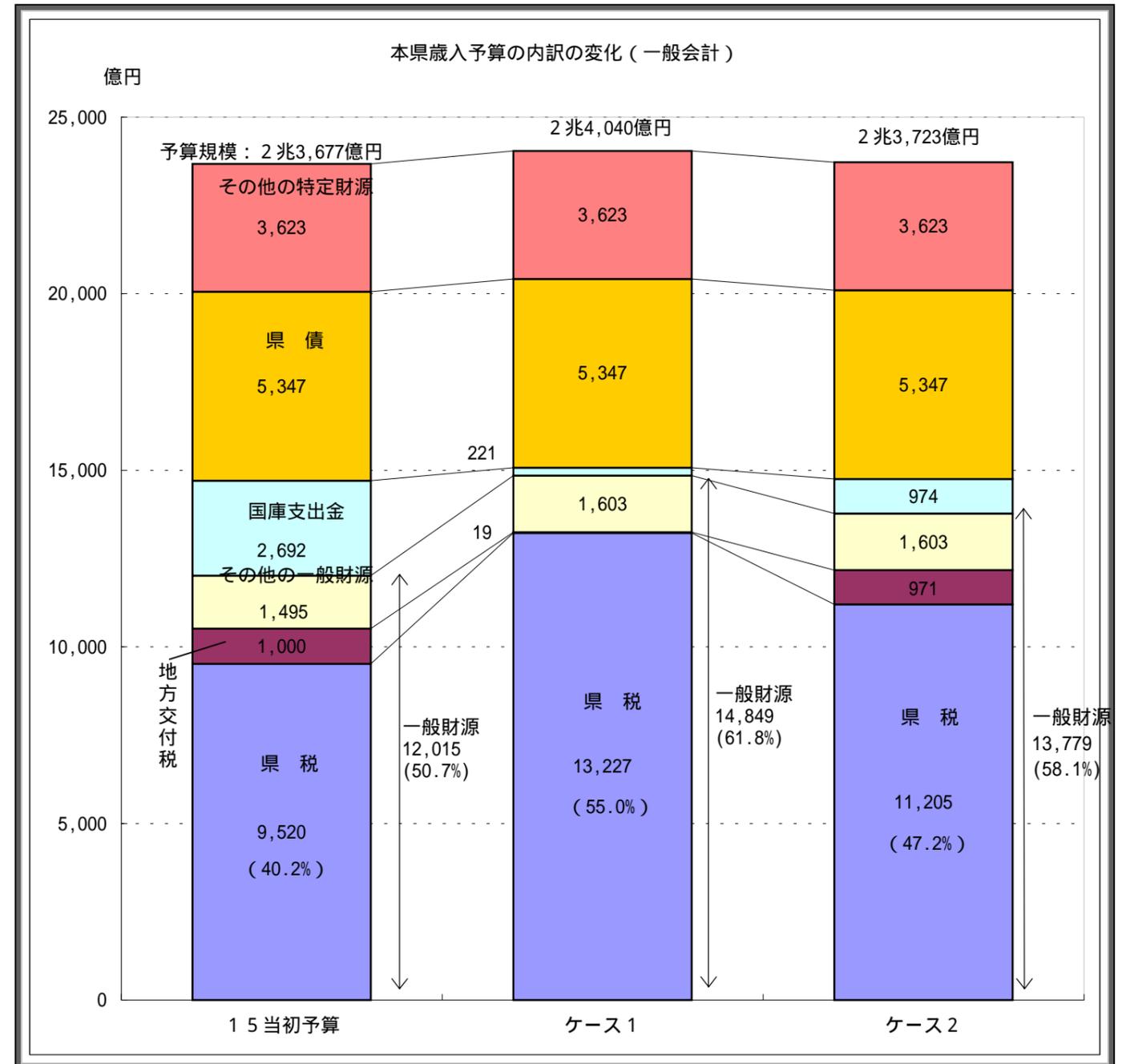
| 項目 | 全国 | 愛知県 |
|-------------|---------|-----------|
| 国庫補助負担金削減額 | 9.0兆円 | 2,507億円 |
| 所得税から個人住民税へ | + 3.1兆円 | + 665億円 |
| 消費税から地方消費税へ | + 5.2兆円 | + 3,042億円 |
| 揮発油税を一部譲与税へ | + 0.7兆円 | + 108億円 |
| 地方交付税増減額 | 0兆円 | 981億円 |
| 計 | 0兆円 | + 327億円 |

優先すべきもの 4.3兆円の場合（ケース 2）

| 項目 | 全国 | 愛知県 |
|-------------|---------|-----------|
| 国庫補助負担金削減額 | 4.3兆円 | 1,754億円 |
| 消費税から地方消費税へ | + 3.6兆円 | + 1,685億円 |
| 揮発油税を一部譲与税へ | + 0.7兆円 | + 108億円 |
| 地方交付税増減額 | 0兆円 | 29億円 |
| 計 | 0兆円 | + 10億円 |

（試算の前提）

- 所得税から個人住民税へ
 - 個人住民税を10%の比例税率とする（都道府県3%、市町村7%）。
- 消費税から地方消費税へ
 - 地方消費税を、ケース1は3.1%に引き上げ
ケース2は2.4%に引き上げ
- 揮発油税を一部譲与税へ
 - 地方道路整備臨時交付金全額を譲与税化する。
- 地方交付税増減額
 - 現行地方交付税総額は維持されるものと仮定
 - 基準財政需要額・・・国庫補助負担金削減額の75%、
地方道路整備臨時交付金額の100%を加算
 - 基準財政収入額・・・税源移譲額の75%、譲与税増加額の100%を加算



歳入に占める地方税のウェイトが高まれば、受益と負担の関係がより明確になり、県民の行政への関心も高まる。

県民との協働による県政

安心して元気みなぎる愛知の創造

5 三位一体改革の推進

愛知県の主張

国庫補助負担金

国庫補助負担金の廃止・縮減等にあたっては、事務事業のあり方、国と地方の役割分担を明確にした上で、国の関与を廃止・縮小し、地方の自主性を大幅に拡大する観点から行うこと。

税源移譲

税源移譲は、税源の偏在性が少なく、安定性を備えた地方税体系を構築するため、所得税・消費税から個人住民税、地方消費税へ移譲すること。

税源移譲に当たっては、義務教育費国庫負担金等義務的経費は言うまでもなく、その他の事業についても、廃止・縮減を問わず削減額の全額を税源移譲すること。

地方交付税

地方交付税については、税源移譲に伴う財政力の格差是正の役割も踏まえ、地方のあるべき行政水準について十分な議論を行った上で、財源保障機能や財源調整機能については堅持しつつ、必要となる総額を確保すること。

三位一体の改革が、単なる地方への負担転嫁ではなく、真の地方分権の確立に繋がるよう、地方の意見を十分聴取し、本県の主張について格段の配慮をされたい。